

No.	サービス種別	質問	回答
1	共通	重度障害者支援加算2にて、支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し区分6以上かつ行動関連項目が10点以上の者に対して、実践修了者作成の支援計画シートに基づき、個別支援を行った場合。と、あるが、1日4H程度の支援の要件ではなく、体制が取れていて個別支援を行った場合に算定になるのなら、個別支援記録は、時間の明記は必要か。	支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置する等の人員体制が取れているのであれば、重度障害者支援加算IIの算定要件を満たすため、個別支援記録に時間の明記は必須ではない。 ★参考資料【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対応表】 P.187-188】
2	共通	重度障害者支援加算の初期加算について教えていただきたい。令和6年4月より日中活動の生活介護事業所で算定対象となったが、同一法人の別事業所（共同生活援助）で令和3年から重度障害者支援加算を算定していたことで今回生活介護での重度障害者初期加算は算定できないのか。それとも別事業になるので初期加算は対象となるか。	令和6年4月以前に重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、（180日 - 加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数）の期間について、初期加算を算定できる。また、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とすることとしている。したがって、別事業所の場合は加算対象となる。 ★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和6年4月5日）問9】
3	共通	高次脳機能障害の加算算定について。高次脳機能障害は何を持って証明できるか。受給者証や障害手帳には明記されていない。医師の診断書になるのか。	原則として医師の診断を文書で確認することとし、診断書、診療情報提供書等によるものとする（精神障害者の場合は精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証も可）が医師の診断が明確に確認できる看護サマリー、リハビリテーション計画等の文書による確認することとしてもよい。 ★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）問70】

4	日中活動系サービス	<p>①施設入所者が日中活動サービスを利用中に通院支援を行った場合は、生活介護の標準時間で算定してもいいのか。</p> <p>②栄養スクリーニング加算にて栄養状態の情報を相談支援専門員に提供とあるが、相談員がなく他の利用サービスも施設の生活介護の場合は、どこに情報提供するのか。家族でよいのか。</p> <p>①生活介護の標準時間で算定はできない。ただし、施設の昼間実施サービスの時間帯において、施設職員が入所者の通院に同行した場合には、施設入所支援の通院支援加算にて算定可能。</p> <p>★参考資料【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対応表】（最終改正令和6年3月29日） P.212】</p> <p>②栄養スクリーニング加算については、栄養状態の情報を相談支援専門員に提供した場合が要件となっているため家族等に提供した場合には算定できない。相談支援専門員「等」にもならないため相談支援専門員に限られると判断する。また栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施することとなっている。</p> <p>★参考資料【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対応表】（最終改正令和6年3月29日） P.148】</p>
---	-----------	---

		<p>①本人の希望により生活介護を半日0.5と一般就労の0.5の併用はできるのか、生活介護と就労B型はどうか。</p> <p>②地域生活拠点は八尾市では面的整備としているが八尾市が指定する条件は。整備要項とかはあるのか。</p> <p>③重度障がい者加算の支援内容についてはシートと毎日の記録で完結するのか、記録の保存期間は何年間か。</p> <p>④台風などで登所してから暴風警報などで早く帰ってもらった場合は時間の算定はどうなるのか。</p> <p>⑤65歳以上の方は個別支援計画を誰に渡すことになるか、この場合は、だれに渡すことになるか。</p> <p>⑥指定特定相談支援事業者等とはだれを指すか。</p> <p>⑦個別支援計画を相談支援事業者に交付するのは計画を策定した場合とあるが令和6年4月以降と考えてよいのか。</p>	<p>①生活介護と一般就労の同日の併用は可能。しかし、一般就労をしている方は、生活介護等の中活動サービスを利用しないことを想定しており、併用の決定を行う場合は市への相談が必要となる。生活介護と就労継続支援B型の同日の併用利用については、現行通り、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、他の日中活動サービスの報酬は算定できないため、不可。</p> <p>★参考資料：【八尾市障がい福祉サービス等支給決定に関するガイドライン P.18】</p> <p>★【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対応表】（最終改正令和6年3月29日） P.9-10】</p> <p>②八尾市が指定する条件及び整備要項は無い。地域生活支援拠点等が担うべき機能としては、 (1) 相談、(2) 緊急時の受け入れ・対応、(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成等、となる。</p> <p>★【地域生活拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障発第0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）】</p> <p>③重度障がい支援加算の支援内容の記載方法については、取り決めがなく事業所として第三者にわかるような記録を残してもらえば、差し支えない、介護給付費に関する記録は、5年間保管となる。</p> <p>★参考資料【介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）P.169】</p> <p>④当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えない。</p> <p>★参考資料【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対応表】（最終改正令和6年3月29日） P.115】</p> <p>⑤65歳以上の方に対しての特別な対応の取り決めはない。「サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない」（「個別支援計画」は「療養介護計画」と同様の取り扱いとされている）とあり、交付先は、利用者及び指定特定相談支援事業者等となる。</p> <p>★参考資料【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号第五十八条 8】</p> <p>⑥障がい福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う市町村から指定を受けた相談支援事業者を指す。</p> <p>⑦お見込みのとおり。</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改定事項の概要について P.13】</p>
5	日中活動系サービス	<p>④台風などで登所してから暴風警報などで早く帰ってもらった場合は時間の算定はどうなるのか。</p> <p>⑤65歳以上の方は個別支援計画を誰に渡すことになるか、この場合は、だれに渡すことになるか。</p> <p>⑥指定特定相談支援事業者等とはだれを指すか。</p> <p>⑦個別支援計画を相談支援事業者に交付するのは計画を策定した場合とあるが令和6年4月以降と考えてよいのか。</p>	<p>④当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えない。</p> <p>★参考資料【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対応表】（最終改正令和6年3月29日） P.115】</p> <p>⑤65歳以上の方に対しての特別な対応の取り決めはない。「サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない」（「個別支援計画」は「療養介護計画」と同様の取り扱いとされている）とあり、交付先は、利用者及び指定特定相談支援事業者等となる。</p> <p>★参考資料【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号第五十八条 8】</p> <p>⑥障がい福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う市町村から指定を受けた相談支援事業者を指す。</p> <p>⑦お見込みのとおり。</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改定事項の概要について P.13】</p>

6	施設系サービス	<p>(二) 報酬告示第9の8の2の口の地域移行促進加算(2)については、地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものであること。とあるが、地域生活支援拠点等は、相談支援も含まれるか？以前より相談支援事業所や各グループホームの事業所と連携し地域移行を率先して行っており、本人の新しい挑戦を支援している。本人とグループホームでの昼食や、グループホームへのイベントへの参加等も行っている。地域生活支援拠点等の、等が相談支援も含まれるか？</p>	<p>「地域生活支援拠点等」の等については明確な規定がないため、相談支援事業所と連携し、例示されているような地域生活への移行に向けた支援を行っておれば算定可能と判断する。</p> <p>★参考資料【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対応表】（最終改正令和6年3月29日） P.196】</p>
7	相談系サービス	<p>①医療・保健・教育機関等連携加算について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『指定（継続）サービス利用支援を実施する月において、次の1～3のいずれかの業務を行った場合に加算』とあるが、モニタリング月以外に状態変化等でモニタリングやサービス変更をするにあたり、1を行なった場合も算定可能か。 ・2の情報提供に関して、医師、看護師、相談員等病院職員であれば誰に提供したのかは問われないと解釈で良いか。また、情報提供の手段は文書に限らず、口頭のみでも記録に残すことでも算定可能か。 ・3の情報提供に関して、『福祉サービス等提供機関からの求めに応じて』とは、文書による依頼に限らず、電話等での依頼も加算の対象なのか。 ・令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.1の問67にて福祉サービス等提供機関について『原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等提供機関に限ることとする』との記載があるが、2の場合もサービス等利用計画書に盛り込む必要があるのか。 <p>②集中支援加算・4・5に関しては指定（継続）サービス利用支援を実施する月であれば、医療・保健・教育等連携加算で算定するとの解釈で間違いないか。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定可能。 ・お見込みのとおり。記録を作成することで算定可能。 ・お見込みのとおり。但し、情報提供等を行った場合には、相手や日時、その内容の要旨、障害児支援計画に反映されるべき内容に関する記録を作成すること。 ・問67については、本加算の主な要件1及び要件3に記載されている「福祉サービス等提供機関」の対象を示したものである。要件2「障害者（児）への通院同行」には「福祉サービス等提供機関」の記載はなく、必ずしもサービス等利用計画書に盛り込む必要はない。 <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改定事項の概要について P.68】</p> <p>②</p> <p>お見込みのとおり。本加算は、計画決定月及びモニタリングの対象月以外において、障害者（児）に対して支援を行った場合に算定するもの。</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改定事項の概要について P.69】</p>

		<p>【専門的実施支援について】</p> <p>①及び②専門的支援については、個別での実施を基本としているため、原則、理学療法士等が直接支援を行うことが必要である。ただし、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施や理学療法士等の専門職とは別の職員を配置した上で、小集団の組み合わせ（2の小集団まで）による実施も可能である。但し、専門職が計画の実施状況を把握できる範囲で支援を実施することが必要なため、一方の小集団には専門職がいることが必要である。</p> <p>③専門的支援の時間は同日の支援時間のすべてとする必要はないが30分以上確保することになっている。合算しても大丈夫だが専門的支援は理学療法士等により個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に算定できるものであるので、おやつなどの休憩等を入れず、集中して30分以上の支援を行うことが望ましい。</p> <p>【請求に関して】</p> <p>①「延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合（当該理由及び延長支援時間について記録）」であれば、請求時間についてはお見込みのとおり。但し、報酬改定後の延長支援加算は「基本報酬における最長の時間区分に対応した時間の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を個別支援計画に位置付けて、計画的に行った場合に算定できること」及び「保護者の同意を得ることが必要」ということに留意すること。また、実際に支援に要した時間については、各事業所で日々のサービス提供記録に記録しておくこととなる。</p> <p>【個別支援計画書の支援の必要な提供時間等について】</p> <p>①特記事項については、想定される提供時間を記入する必要があるため「空きがある場合には15時～17時での利用が可能」などの表記にする必要がある。学校の短縮事業の場合にも同様で「学校の都合（短縮事業や振替など）で通常の計画時間と異なる場合には12時～17時（5時間）で利用が可能」などの表記にする必要がある。但し、延長支援については「延長を必要とする理由及び時間」の欄に「学校都合（短縮授業等）の場合については、支援前の延長時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う」などの記載が必要である。</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改定事項の概要について P.9、P.39】</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問3から問5】</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（事務連絡 令和6年3月15日）】</p>
8	障がい児支援	<p>専門的実施支援について</p> <p>①計画書を作成するのは専門職の職員であるが、支援は作成した専門職員が担当しないといけないか。</p> <p>②作成した専門職員が担当しなくていい場合の支援は、専門職員以外でも大丈夫か。</p> <p>③実施時間は30分以上となっているが、例えば支援15分→おやつ→支援15分の合算でも大丈夫か。</p> <p>請求に関して 請求は個別支援計画書の時間、サービス提供実績記録表は実際の時間を記入と理解したが</p> <p>①個別支援計画書 平日15：30～17：30 実際の利用時間11：30～17：30だとすると 請求は15：30～17：30 延長加算2時間以上で請求するが、サービス提供実績記録表は請求の時間が転記される（請求システム上）。実際の利用時間は事業所で記録を残しておくという事か。</p> <p>個別支援計画書の支援の必要な提供時間等について 学校のある日は事業所を利用する時間の記入（15：30～17：30など）になるが</p> <p>①特記事項は「利用が確定している曜日以外に利用の希望がある場合、空きがあれば希望の時間で利用いただけます。学校の都合（短縮授業や振替など）で通常の計画時間とは異なる場合は希望の時間で対応します。学校の都合（短縮授業や振替など）や保護者の都合により延長を希望される場合は柔軟に対応します。保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行います。」のような明記は不可か。</p>

9	障がい児支援	<p>個別支援計画書は今まで請求ソフト「カイポケ」のフォーマットに入力していたが、特に5領域についての項目がなく、こちらで追記する形で入力している。今後は別紙1の参考様式のほうに入力したほうがいいか。</p>
10	障がい児支援	<p>事業所間連携加算について：コア事業所は固定されるべきか月ごとに変更は可能か月途中での変更は可能か。またその決定は利用頻度の多い事業所であったり上限管理事業所が望ましいのか。必要であれば同月に各事業所で複数回行ってもそれぞれ算定が可能か。</p> <p>事業所連携加算については、セルフプランで複数の事業所を併用する障害児について、事業所間で連携を図り、子どもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>コア連携事業所は①事業所間連携会議の開催に向けた連絡調整、②事業所間連携会議の開催、③記録の作成及び共有（必要に応じた市町村への報告含む）、④保護者に対する相談援助、⑤事業所内での情報共有を行う必要があるため、固定されるべきであり、月ごとの変更はよほどの理由がない限り望ましくない。もしも、変更する場合は市町村における手続きが必要となる。手続きを経たうえで月途中で事業所変更した場合は、同月に各事業所で算定することは可能である。コーディネートの中核を担うにあたり、本加算の要件として、保護者に対する相談援助の実施が定められていることから、当該事業所と保護者との間に信頼関係が構築されていることが重要であるため、保護者の意向や加算対象児の利用状況等を踏まえたうえで、利用頻度の多い事業所や上限管理事業所が望ましい。</p> <p>★参考資料【事業所連携加算の創設と取り扱いについて（事務連絡 令和6年5月2日）】</p>

11 障がい児支援	<p>①中核機能強化加算について 児童発達支援センター 令和6年4月1日 こども家庭庁支援局障害児支援課 発行の『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 障害児支援関係 改訂事項の概要』4ページ・加算要件『イ並びにロ』において、専門人材を常勤専任で1人以上加配とあるが、施設基準人員に加えて1人を常勤専任で配置することとの解釈で良いか。加えて、児童指導員等加配加算を算定する場合はもう1名以上の加配が必要となるのか。例えば○当園 児童定員68名の場合 施設基準人員：保育士、児童指導員等17名に加えて、中核機能強化加算の算定に1名の常勤専任職員を配置した上で、児童指導員等加配加算の算定に1名以上の職員配置が必要となるのか。</p> <p>②基本報酬における時間区分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30分未満は算定対象から原則除外とあるが、児童の体調不良等によりサービス提供時間・支援時間が20分程度となった場合に保護者に迎えにきてもらう場合は、算定対象から除外となるのか。 ・計画時点では4時間の提供時間であったが、体調不良等で2時間の支援提供となった場合は、計画段階4時間での時間区分による算定で良いか。 ・通常、時間区分3・3時間超5時間以下で算定を行う場合であっても、事業所都合で2時間の支援提供時間となる場合は、時間区分2・1時間30分超3時間以下の算定をすることで良いか。 <p>③食事提供加算について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日 こども家庭庁支援局障害児支援課 発行の『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 障害児支援関係 改訂事項の概要』17ページ・加算要件において、食事提供加算2においては、管理栄養士が献立の確認、提供の助言・指導を行うこと。とあるが、これは管理栄養士による確認等がなければ算定不可ということか。【栄養士による確認等だけの場合は1のみ算定可能？】 ・加算要件において、『障がい児ごとの食事の摂取量等を把握し、記録すること』とあるが、この食事の摂取量は摂取カロリーを基準とすることで差し支えないか。また、1食分の摂取割合、例えば、全量の8割程度を食べた場合は80%摂取 程度の記載で差し支えないか。 	<p>①中核機能強化加算について お見込みの通り。</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改定事項の概要について P.4】</p> <p>★参考資料【児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対応表】（最終改正令和6年3月29日）P.49-55】</p> <p>②基本報酬における時間区分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不調等の利用者都合で実際に支援に要した時間が短くなった場合、30分未満でも個別支援計画に定めた提供時間の時間区分での算定が可能である。 ・事業所理由で実際に支援に要した時間が短くなった場合、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。なお、30分未満は算定不可。よって、お見込みの通り。 <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問3から問7】</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ & A VOL.2（令和6年4月12日）問1】</p> <p>③食事提供加算について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り。栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合は食事提供加算（I）、管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合は食事提供加算（II）となる。 ・お見込みの通り。左記のような記載で差し支えないと判断する。
-----------	--	---

12	障がい児支援	<p>個別支援計画書別表の記入について。・提供時間の記入は学校終了後と長期休暇で時間が異なるがどちらを記入したら良いか。又、学校終了後は延長支援は発生しないが長期休暇の場合 延長支援が発生するが長期休暇の時を想定して、支援前後の延長支援時間に時間を記入しておくべきか。</p> <p>通常の学校終了後の計画時間を記入することとなるが、夏休み等の長期休暇の期間については、特記事項に記載する又は長期休暇期間時の個別支援計画別表を別で作成しても良い。なお、学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合には、想定される具体的な内容を特記事項に記入する。また、常時延長支援を必要としないが、学校等の都合により支援の提供時間が変更となり延長支援が必要となる場合には、想定される具体的な理由と必要な時間を記入することとなる。</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（事務連絡 令和6年3月15日）】</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（事務連絡 令和6年5月17日）】</p>
13	障がい児支援	<p>①事業所にて個別支援懇談30分行った場合、家族支援加算を算定は可能か。</p> <p>②保育園と他事業所間でケア会議を1時間以上行った場合、事業所間連携加算の算定は可能か。</p> <p>③当事業所では運動会、クリスマス会等で親子交流を行った際に、日頃の療育内容の情報共有を行っている。その際に子育てサポート加算の算定は可能か。</p> <p>①家族支援加算（Ⅰ）で算定可能（30分未満の場合は算定不可）。</p> <p>★参考資料【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ & A V O L. 1（令和6年3月29日）問28】</p> <p>②セルフプランで複数事業所を併用する児については、事業所間連携加算に係る所定の手続きを経ておれば算定可能。</p> <p>★参考資料【事業所連携加算の創設と取り扱いについて（事務連絡 令和6年5月2日）】</p> <p>③算定可能。</p>
14	障がい児支援	<p>説明会でも質問した内容になるが、心理担当職員の要件について。当事業所には心理学専攻して大学を卒業した職員が1名いるが、この職員は心理担当職員（専門職）として認められるのか。心理学専攻卒以外に必要な要件があればご教示願いたい。</p> <p>専門的支援体制加算における心理担当職員（心理学修了等）については、認定心理師の資格は持たなくとも受験要件は求めており、児童指導員の資格要件の一つである心理学部の科目の単位を修得しているだけでは不足していると判断する。</p> <p>★参考資料【八尾市ホームページ⇒各課の窓口⇒福祉指導監査課⇒【障害】指定障害児通所支援事業者の指定・指導等について⇒変更届出（変更届・加算届・変更申請・廃止届）⇒専門的支援加算（心理）の参考資料】</p>